

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの梅雨前線による大雨及び台風第2号により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の皆さまを対象に電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただきます。特別措置をご希望されるお客さまは、大変恐れ入りますが、当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 電気料金の特別措置の適用対象

以下のお客さまが対象となります。

- ・災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま(当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。)

なお、本日時点での特別措置の適用地域は、2023年6月7日に国の定める災害救助法の適用地域およびその隣接する地域となります。詳細は別紙(当社による電気料金等の特別措置対象地域)をご覧ください。

※災害救助法の適用地域に関する最新情報については、「内閣府発表災害救助法の適用状況」をご覧ください。また、適用地域に更新があった場合、当社HP上でもお知らせいたします。

2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、6月19日(月)から7月31日(月)までの間の受付時間中に、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

ENEOS株式会社 電気特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは0422-35-6521 (受付時間:午前9時～午後5時[第3日曜日を除く])
--

3. 電気料金の特別措置の内容

(1) 電気料金のお支払期日の延長

2023年6月分の電気料金を対象として、お支払期日を1ヵ月間延長いたします。

ただし、請求金額が確定しており、6月分の支払い期日の延長ができない場合は、2023年7月分のお支払い期日を1ヵ月間延長いたします。予めご了承ください。

(2) 被災にともない電気を全く使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2023年6月分のご使用電力量(キロワット時)が0キロワット時である場合には、2023年6月分の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。ただし、請求金額が確定しており、6月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2023年7月分を対象といたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

4. その他

電気料金の特別措置(1)を適用した場合、6月分の電気料金を7月分以後の電気料金と合算(7月分の電気料金の場合、8月分以後の電気料金といたします。)してご請求させていただく場合がありますので、予めご了承くださいようお願いいたします。

別紙

当社による電気料金の特別措置対象地域(6月7日時点)

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま(当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。)を対象といたします。

■ 対象地域

(1) 災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
茨城県	取手市
埼玉県	草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町
静岡県	磐田市
和歌山県	海南市

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
茨城県	龍ケ崎市、守谷市、つくばみらい市、北相馬郡利根町
埼玉県	さいたま市、川口市、春日部市、八潮市、三郷市、吉川市
千葉県	野田市、柏市、我孫子市
東京都	足立区
静岡県	浜松市、袋井市、周智郡森町
和歌山県	和歌山市、有田市、紀の川市、海草郡紀美野町、有田郡有田川町

※災害救助法適用地域は、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については、「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以 上